解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

新潟県三島郡出雲崎町大字米田一番地
財団法人良寛記念館
代表清算人　高居　覺阿

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字大野二二二八番地一
社団法人大野保郷会
代表清算人　原　和男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十五日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字高津気五番地
財団法人高津気保郷会
代表清算人　西　比古次

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十二月十七日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

愛媛県四国中央市三島宮川四丁目六番五五号
四国中央市土地開発公社
代表清算人　真鍋　譲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

高知市追手筋二丁目二番一〇号
財団法人高知県立高知追手前高等学校教育振興会
代表清算人　池　康晴

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

鹿児島県薩摩川内市御陵下町六番三号
財団法人鹿児島県立川内高等学校奨学会
清算人　山田島　稔

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

鹿児島県肝属郡錦江町田代川原四九五七番地
医療法人水仁会
清算人　篠原　増子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日寄付行為第三十九条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦一〇四番地一
財団法人宮城県品井沼耕作地災害補償管理組合
代表清算人　千葉　榮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月四日

福井市大手三丁目一〇番一号福井市役所内
財団法人福井市職員会館
代表清算人　前川　昌司

配当公告

青森市新町一丁目七番一号
破産者　株式会社中三友の会

右の者に対する青森地方裁判所平成二十三年（フ）第一二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、一二五、七八一、八八八円

一、配当することのできる金額
金五四、八七七、六七六円

平成二十五年一月四日

青森市長島二丁目二三番一号　石田法律事務所
破産管財人　石田　恒久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所東京都大田区南千束一丁目三番一―七一三号
被相続人　亡　唐　則樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月四日

東京都千代田区神田神保町三丁目六番一五号ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区本町一丁目一番地、最後の住所東京都中野区本町一丁目一六番九号
被相続人　亡　森　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月四日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区北新宿四丁目一〇四四番地、最後の住所東京都西東京市ひばりが丘二丁目一一番二一号　被相続人　亡　髙山美枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月四日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区立石八丁目二〇三番地、最後の住所東京都葛飾区立石八丁目三九番一四―六〇三号シャリエ立石
被相続人　亡　清田彌壽男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月四日

事務所東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号ウェルシャン池袋二〇七号室
相続財産管理人　弁護士　杉田　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市東沼波町一〇一一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　矢田　謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番一七号トウマン本社ビル三階
相続財産管理人　司法書士　田村　剛史